

公 示 日:2026 年 10 月 28 日(水)

調達管理番号:26a00856

国 名:ネパール国

担 当 部 署:人間開発部保健第二グループ 保健第四チーム

調 達 件 名:ネパール国母子手帳の活用による母子継続ケア改善プロジェクト(チーフアドバイザー)(現地滞在型)

適用される契約約款:

- ・「事業実施・支援業務用(現地滞在型)」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務(役務)が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。(全費目不課税)

1. 担当業務、格付、期間等

- (1) 担当業務 :チーフアドバイザー
- (2) 格 付 :2 号
- (3) 業務の種類:専門家業務
- (4) 在勤地:カトマンズ市
- (5) 契約履行期間(予定):2026 年 12 月中旬から 2029 年 4 月下旬
- (6) 渡航期間:2027 年 03 月下旬から 2029 年 04 月中旬予定
- (7) 業務量の目途:24.5 人月

2. 業務の背景

ネパールにおける母子保健指標は、妊産婦死亡が 10 万出生あたり 553 人(1990 年)から 151 人(2020 年)へ、また、5 歳未満児死亡率が 1000 出生あたり 118 人(1996 年)から 33 人(2022 年)、新生児死亡率が 1000 出生あたり 50 人(1996 年)から 21 人(2022 年)へと、いずれも大幅に改善している。加えて、熟練出産介助者の立ち合いによる出産の割合についても、7.4%(1991 年)から 80%(2022 年)へと顕著な改善が見られる。また、母子保健サービス提供状況に関する指標については、産前健診は 4 回以上の受診率が 80%、産後健診は分娩後 2 日以内の受診率が 70%に達する等改善している。一方で、上述の妊産婦死亡率は、依然として南アジア平均(10 万出生あたり 127 人)を上回っていることに加え、いずれの指標にしても州間格差が大きいことが課題として指摘されている。さらに、産前健診で重要とされる

母乳育児に関するカウンセリングを受けたのは全体の 52%、妊娠中の性器出血についてカウンセリングを受けたのは 51%であり、産後健診で実施されるべき 5 項目を全て網羅していたのは全体の 20%と、医療従事者による妊産婦の健康教育やカウンセリングの質の面での課題が指摘されている(Nepal DHS 2022)。質の高い母子継続ケアを提供するうえで、保健医療従事者や妊産婦及びその家族が妊娠中の母体と胎児の状況、出産時の母子の状況、子どもの成長・健康の状況を正確に把握することが重要であり、一つの冊子にそれらの情報を記録し、共有することとができる「母子手帳」は有効なツールとなり得る。特に、産前健診、出産時ケア、産褥期ケア、乳幼児健診と異なる施設で、異なる医療従事者が対応することの多い母子保健ケアにおいて、医療従事者が、母子の健康状況やケアを記録し、これまでの経過を確認しケアを提供できることは、ケアの継続性、安全性、効率性につながる。母子継続ケアの質の改善を図るための取り組みとして、コシ州及びガンダキ州では、州政府独自に母子手帳を試行的に導入し、一部の郡や地区において医療施設に配布し、医療従事者及び女性地域保健ボランティアを対象に母子手帳を活用した継続ケア研修を実施している。しかし、母子手帳を全国展開する上での、母子手帳の有用性の検証がなされていない他、全国展開に向けた具体的な工程・計画などのロードマップや、また母子手帳を活用するための医療従事者に対する研修プログラムも開発されておらず、母子手帳を効果的に導入・活用する体制が十分に整備されていない。上記を踏まえ、本事業は、①全国標準版の母子手帳・関連文書・ツールの作成及び対象地域での導入、②研修及びモニタリング・スーパービジョン(M&S)体制の構築による医療従事者及びボランティアの能力強化、③対象地域で導入した教訓をもとにした母子手帳及び関連文書・ツールの改定、全国展開ロードマップの作成等を通じ、対象地域において、他州での展開を見据え、継続ケアの質を改善するための統合した母子手帳が効果的に活用されるモデルの開発導入を図り、もってモデルを導入した地域において、より多くの母子が継続ケアを受けることに寄与するものであり、ネパールの母子保健分野における課題に合致している。2025 年 4 月から 2029 年 4 月の予定で本案件を実施中である。

なお、「案件概要表」は別紙のとおり。

3. 期待される成果

本専門家は、チーフアドバイザーとして、他の専門家や関係機関(カウンターパート、開発パートナー、JICA 本部及び事務所等)との連携の下、以下に示す成果を達成することで、プロジェクト目標の達成を目指す。

成果1:母子継続ケアの推進を目的に全国標準版の母子手帳及び関連文書・ツール(運用ガイド、使用ガイド等)が作成され、対象地域で導入される。

成果2:対象地域において研修及びモニタリング・スーパービジョン体制の構築を通じ、医療従事者及びボランティアが母子手帳を有効活用する能力が強化される。

成果3:対象地域で導入した教訓をもとに全国標準版の母子手帳及び関連文書・ツール(運用ガイド、使用ガイド等)が改訂され、全国展開ロードマップが作成される。

4. 業務の内容

- ① プロジェクトチームの日本側責任者として、カウンターパートと密に協議してプロジェクト実施方針を検討し、他の専門家と構成する日本側チームをまとめ、プロジェクトを統括する。
- ② 合同調整委員会(JCC)、技術作業部会(TWG)及びその他の会議において進捗状況、成果、課題、教訓等について報告し、対応策や今後の方針について関係各者と協議する。
- ③ 進捗管理を通じて判明する課題や外部条件の変化等に対して、課題を分析し、カウンターパートや関係者と密に議論をしたうえで、課題への対処、柔軟な計画変更の提案、計画の修正等を行う。
- ④ JICA が指定する定期モニタリング方法に従い、各種報告書を JICA 本部及び事務所に遅延なく提出する。
- ⑤ 業務調整担当専門家が行う予算管理、プロジェクト僱上スタッフの業務や労務管理に関して、滞りなく実施されるよう指導・助言する。
- ⑥ プロジェクトの成果に関して、ネパール国内外において本プロジェクトで得られた知見の発信や共有を行う。
- ⑦ UNICEF 等の開発パートナーや民間企業との密な情報交換を通じ、効果的な連携手法を検討し、実施する。
- ⑧ JICA グローバル・アジェンダ「保健医療」におけるクラスター事業戦略「母子手帳の活用を含む質の高い母子継続ケア強化」のモニタリング指標の収集に協力する。
- ⑨ その他、効果的かつ効率的なプロジェクト実施に必要な取組みや働きかけを、JICA(本部・事務所)及び他の専門家等と適宜相談しながら推進する。

簡易プロポーザルで特に具体的な提案を求める事項は以下の通り。

No.	提案を求める項目	業務の内容での該当箇所
-----	----------	-------------

1	案件終了に向けて日本人専門家、プロジェクトスタッフ及びカウンターパートがプロジェクトチーム一丸となって成果を達成するためにチーフアドバイザーとしてどのように貢献できるか。	「4.業務の内容」①
2	カウンターパートや UNICEF 等の関係機関と連携し、プロジェクトサイトで母子手帳を普及した後、どのように全国展開に繋げるか。	「4.業務の内容」①⑦

また、簡易プロポーザルで求める類似業務経験及び語学は以下の通りです。

類似業務経験の分野	開発途上国における母子手帳の導入や母子継続ケアの質向上に関する技術協力の経験
語学の種類	英語(ネパール語も加点对象とする)

5. 提出を求める報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

報告書名	提出時期	提出先	言語	形態	部数
3 か月報告書	渡航開始より3 か月ごと ¹	国際協力調達部(CC:人間開発部)	日本語	電子データ	-
業務進捗報告書	渡航開始より6 か月ごと	国際協力調達部 (CC:人間開発部、ネパール事務所)	日本語	電子データ	-
業務完了報告書	契約履行期限末日	人間開発部(CC:国際協力調達部、ネパール事務所)	日本語	電子データ	-

¹ 個人コンサルタントの場合は、最初の報告書は、2 か月目終了後に速やかに提出する。

6. 業務上の特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地渡航は 2027 年 3 月下旬出発を想定していますが、公用旅券発給や受入れ確認の取付状況により前後する可能性があります。具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することとします。

② 現地での業務体制

本プロジェクトに係る現地業務従事者は以下の通りです。

ア チーフアドバイザー イ 業務調整／母子保健

ウ 母子保健／研修企画(ガンダキ州ポカラ市勤務)

※ 現在、ア～ウは専門家業務委託契約により派遣されています。

※ 本専門家は上記「ア チーフアドバイザー」(2025 年 4 月～2027 年 4 月派遣中)の後任になります。

(2) 参考資料

① 本業務に関する以下の資料を JICA 人間開発部保健第二グループから配付しますので、hmge2@jica.go.jp 宛にご連絡ください。

- ・本プロジェクト 案件概要表
- ・本プロジェクト 詳細計画策定調査報告書
- ・本プロジェクト モニタリングシート

② 本業務に関する以下の資料が JICA の「ODA 見える化」サイトで公開されています。

・ネパール国 母子手帳の活用による母子継続ケア改善プロジェクト

母子手帳の活用による母子継続ケア改善プロジェクト | ODA 見える化サイト

7. 選定スケジュール

No.	項目	期限日時
1	簡易プロポーザル等の提出期限	2026年11月11日 12時まで
2	プレゼンテーション実施案内	2026年11月20日まで

3	プレゼンテーション実施日	2026年11月26 日13時30分～15時
4	評価結果の通知	2026年12月1日まで

8. 応募条件等

- (1) 参加資格のない者等:特になし
- (2) 家 族 帯 同:可

9. 簡易プロポーザル等提出部数、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1 部
- (2) プレゼンテーション資料提出部数: 1 部
- (3) 提 出 方 法 : 国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。(https://partner.jica.go.jp/)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

([https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER %E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB %E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf](https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf))

※ JICA の「コンサルタント等契約」(業務実施／単独型／現地滞在型)に初めて応募される場合には JICA 団体情報登録が必要です。個人の方も同様の登録が必要です。応募書類×切日の 7 営業日前までに、必ず団体情報の登録申請をお願いします。

詳細は下記をご確認ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/notice/organization/index.html>

10. プレゼンテーションの実施方法

簡易プロポーザル評価での合格者のうち上位 2 者に対し、プレゼンテーションを上述の日程にて実施します。同評価も踏まえて、最終的な契約交渉順位を決定します。プレゼンテーション実施案内にて、詳細ご連絡します。また、実施時の資料についてはプロポーザル提出時に併せてご提出ください。

・実施方法:Microsoft-Teams による(発言時カメラオンでの)実施を基本と

します。

- ・一人当たり、プレゼンテーション 10 分、質疑応答 15 分を想定。
- ・使用言語は、プレゼンテーション、質疑応答とも日本語とします。
- ・プレゼンテーションでは、「業務実施方針」を説明。
- ・業務従事者以外の出席は認めません。
- ・原則として当方が指定した日程以外でのプレゼンテーションは実施しません。
貴方の滞在地によっては、時差により深夜や早朝の時間帯での案内となる場合があります。予めご了承ください。
- ・競争参加者(個人の場合は業務従事者と同義)が、自らが用意するインターネット環境・端末を用いての Microsoft-Teams のカメラオンでのプレゼンテーションです。(Microsoft-Teams による一切の資料の共有・表示は、プロポーザル提出時に提出された資料を含めて、システムが不安定になる可能性があることから認めません。)指定した時間に Teams の会議室へ接続いただきましたら、入室を承認します。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。

11. 簡易プロポーザル・プレゼンテーションの評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等:

- | | |
|------------------|------|
| ① 業務実施の基本方針、実施方法 | 36 点 |
| ② 業務実施上のバックアップ体制 | 4 点 |

(2) 業務従事者の経験能力等:

- | | |
|---------------------|------|
| ① 類似業務の経験 | 20 点 |
| ② 語学力 | 10 点 |
| ③ その他学位、資格等 | 10 点 |
| ④ 業務従事者によるプレゼンテーション | 20 点 |

(計 100 点)

12. 見積書作成に係る留意点

見積書は、契約交渉に間に合うよう、事前に提出をお願いします。

本公示の積算を行うにあたっては、「業務実施契約(現地滞在型)における経理処理・契約管理ガイドライン」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/manual/guideline/consult>

[ant/resident.html](#)

(1) 報酬等単価

① 報酬:

家族帯同の有無		本人のみ(家族帯同無)	家族帯同有
月額(円/月)	法人	1,540,000	1,730,000
	個人	1,187,000	1,377,000

② 教育費:

就学形態		3歳～就学前	小・中学校	高等学校
月額(円/月)	日本人学校	43,000	—	—
	インターナショナルスクール／現地校		219,600	229,400

③ 住居費:900ドル／月

④ 航空賃(往復):564,066 円／人

(2) 便宜供与内容

- ア) 空港送迎:到着時のみ、便宜供与あり
- イ) 住居の安全:住居契約前の安全確認あり
- ウ) 車両借上げ:なし
- エ) 通訳備上:なし
- オ) 執務スペースの提供:保健サービス局(DoHS, Department of Health Services)内のプロジェクト事務所
- カ) 公用旅券:日本国籍の業務従事者／家族は公用旅券を申請
日本国籍以外の場合は当該国の一般旅券を自己手配

(3)安全管理

現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ネパール事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の

治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

(4)臨時会計役の委嘱²

業務に必要な経費については、JICA ネパール事務所より業務従事者に対し、臨時会計役を委嘱する予定です(当該経費は契約には含みませんので、見積書への記載は不要です)。関連するオリエンテーション(オンデマンド)の受講が必須となります。

臨時会計役とは、会計役としての職務(例:経費の受取り、支出、精算)を必要な期間(例:現地出張期間)に限り JICA から委嘱される方をいいます。臨時会計役に委嘱された方は、「善良な管理者の注意義務」をもって、経費を取り扱うことが求められます。

(5)その他留意事項

1)派遣前(後)業務を委嘱する可能性があります。

2)業務単価(月額) 法人:1,017,557 円/月
個人:632,330 円/月

3)本案件は上半期決算の対象です。

決算に関する留意事項は経理処理ガイドラインの「決算について(上半期、年度末)」を参照してください。

以上

² 臨時会計役の職務は、通常は業務調整専門家が担当しています。しかしながら、業務調整専門家が長期間不在となった場合等は、当職務を委嘱する可能性があります。

案件概要表

1. 案件名(国名)

国 名:ネパール

案件名:(和名)母子手帳の活用による母子継続ケア改善プロジェクト

(英名)Project for Improving Continuum of Care for Mothers and Children through the utilization of MCH Handbook

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における保健セクターの開発の現状・課題及び本事業の位置付け

ネパールにおける母子保健指標は、妊産婦死亡が 10 万出生あたり 553 人(1990 年)から 151 人(2020 年)³、また、5 歳未満児死亡率が 1000 出生あたり 118 人(1996 年)から 33 人(2022 年)、新生児死亡率が 1000 出生あたり 50 人(1996 年)から 21 人(2022 年)へと⁴、いずれも大幅に改善している。加えて、熟練出産助産者の立ち合いによる出産の割合についても、7.4%(1991 年)から 80%(2022 年)へと⁵顕著な改善が見られる。

また、母子保健サービス提供状況に関する指標については、産前健診は 4 回以上の受診率が 80%、産後健診は分娩後 2 日以内の受診率が 70%に達する等改善している。一方で、上述の妊産婦死亡率は、依然として南アジア平均(10 万出生あたり 127 人)を上回っていることに加え、いずれの指標にしても州間格差が大きいことが課題として指摘されている⁶。さらに、産前健診で重要とされる母乳育児に関するカウンセリングを受けたのは全体の 52%、妊娠中の性器出血についてカウンセリングを受けたのは 51%であり、産後健診で実施されるべき 5 項目⁷を全て網羅していたのは全体の 20%と、医療従事者による妊産婦の健康教育やカウンセリングの質の面での課題が指摘されている(Nepal DHS 2022)。

質の高い母子継続ケアを提供するうえで、保健医療従事者や妊産婦及びその家族が妊娠中の母体と胎児の状況、出産時の母子の状況、子どもの成長・健康の状

³ Final Report-26 March- 2023-UPDATED.pdf (mohp.gov.np)

⁴ Infographic - 2022 Nepal DHS (dhsprogram.com)

⁵ Nepal DHS 2022 - Final Report [FR379] (dhsprogram.com)

⁶ World bank indicators, UNICEF data (2023年11月29日アクセス)

⁷ PNCにおいて妊婦に伝えるべき5項目の助言には、「臍帯の検査」「体温測定」「母乳育児」「危険な兆候や、赤ちゃんに緊急手当が必要かどうかの見分け方」「新生児の体重測定」が含まれる。

況を正確に把握することが重要であり、一つの冊子にそれらの情報を記録し、共有することとができる「母子手帳」は有効なツールとなり得る。特に、産前健診、出産時ケア、産褥期ケア、乳幼児健診と異なる施設で、異なる医療従事者が対応することの多い母子保健ケアにおいて、医療従事者が、母子の健康状況やケアを記録し、これまでの経過を確認しケアを提供できることは、ケアの継続性、安全性、効率性につながる。母子継続ケアの質の改善を図るための取り組みとして、コシ州及びガンダキ州では、州政府独自に母子手帳を試行的に導入し、一部の郡や地区において医療施設に配布し、医療従事者及び女性地域保健ボランティアを対象に母子手帳を活用した継続ケア研修を実施している。しかし、母子手帳を全国展開する上での、母子手帳の有用性の検証がなされていない他、全国展開に向けた具体的な工程・計画などのロードマップや、また母子手帳を活用するための医療従事者に対する研修プログラムも開発されておらず、母子手帳を効果的に導入・活用する体制が十分に整備されていない。

上記を踏まえ、本事業は、①全国標準版の母子手帳・関連文書・ツールの作成及び対象地域での導入、②研修及びモニタリング・スーパービジョン(M&S)体制の構築による医療従事者及びボランティアの能力強化、③対象地域で導入した教訓をもとにした母子手帳及び関連文書・ツールの改定、全国展開ロードマップの作成等を通じ、対象地域において、他州での展開を見据え、継続ケアの質を改善するための統合した母子手帳⁸が効果的に活用されるモデルの開発導入を図り、もってモデルを導入した地域において、より多くの母子が継続ケアを受けることに寄与するものであり、ネパールの母子保健分野における課題に合致している。

(2) ネパールに対する我が国及び JICA の協力量針等と本事業の位置づけ、課題別事業戦略における本事業の位置づけ

本事業は、我が国の対ネパール国別開発協力量針(2021 年 9 月)の重点分野の 1 つである「経済成長及び貧困削減」の「保健医療へのアクセス改善」と合致し、JICA が策定する国別分析ペーパー(2020 年 8 月)(以下、「JCAP」という)の「保健医療の質向上プログラム」にも位置付けられ、母子継続ケアの質の向上に貢献する点で、同方針に一致している。また、SDGs のゴール 3「あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する」にも貢献する他、JICA 課題別事業戦略(グローバルアジェンダ)の「母子手帳の活用を含む質の高い母子継続ケア強化クラスター」はネパールを積極的な案件形成を行う協力対象国の 1 つに定めている。

⁸ 州政府が独自で導入した母子手帳を統合した、全国標準版の母子手帳のことを指す。

(3) 他の援助機関の対応

ネパールの保健セクターでは、ネパール政府と開発パートナーがセクターワイドアプローチ(SWAp)を用いて共同で策定した「ネパール保健セクター戦略(NHP-SP)2022-2030」の枠組みにおいて、各種協力が行われている。母子保健分野に関しては、USAID が全国規模で女性地域保健ボランティアに対して栄養を主なテーマとした技術支援を実施している。また、UNICEF が熟練出産介助者研修や予防接種に関する技術支援、妊産婦死亡の改善や新生児ケアにかかるガイドライン改訂と研修パッケージ開発等を実施している。

3. 事業概要

(1) 事業目的

本事業は、ネパールの対象地域において、①全国標準版の母子手帳・関連文書・ツールの作成及び対象地域での導入、②研修及びモニタリング・スーパービジョン(M&S)体制の構築による医療従事者及びボランティアの能力強化、③対象地域で導入した教訓をもとにした母子手帳及び関連文書・ツールの改定、全国展開ロードマップの作成等を通じ、他州での展開を見据え、継続ケアの質を改善するための統合した母子手帳が効果的に活用されるモデルの開発導入を図り、もってモデルを導入した地域において、より多くの母子が継続ケアを受けることに寄与するもの。

(2) プロジェクトサイト／対象地域名

保健人口省、ガンダキ州及びルンビニ州

(3) 本事業の受益者(ターゲットグループ)

直接受益者:保健人口省、母子保健を担当する医療従事者

最終受益者:妊産婦、母親及び5歳未満の子ども

(4) 総事業費(日本側):約5億円

(5) 事業実施期間:2025年4月～2029年4月を予定(計48カ月)

(6) 事業実施体制

ネパール保健人口省(Ministry of Health and Population)

(7) 投入(インプット)

1)日本側

- 1 専門家派遣(合計約 80 人月):(チーフアドバイザー、母子保健、モニタリング・スーパービジョン、研修監理/業務調整)
- 2 研修員受け入れ:本邦研修、第三国(インドネシア)研修
- 3 機材供与:プロジェクトの実施に必要な機材(必要に応じ)
- 4 そのプロジェクト実施に関し相互が必要と合意した費用(母子手帳印刷・配布経費含む)

2)ネパール側

- 1 カウンターパートの配置
- 2 案件実施のために必要な情報提供
- 3 相互に合意した案件実施のために必要な施設、サービス及び現地経費の提供

(8) 他事業、他開発協力機関等との連携・役割分担

1) 我が国の援助活動

草の根技術協力事業「安心・安全な出産のための母子保健改善事業」(2015～2017)、「ポカラ市北部における住民参加型地域保健活動を軸とした持続可能な母子保健プロジェクト」(2017～2021)及び「ポカラ市における妊娠期から乳児期までの切れ目のないケア推進事業」(2023～2025)では、ガンダキ州のポカラ市にて、地域女性や住民への健康教育の実施、医療従事者や女性地域保健ボランティアを対象とした母子保健サービスの能力強化研修、母子健康記録帳の活用方法についての研修指導などを継続して実施している。同プロジェクトにて開発された試行版母子手帳の導入の成果及び教訓を、本事業における全国版母子手帳策定に活かす想定である。

2) 他の開発協力機関等の援助活動

母子手帳に関する事業としては、UNICEF が本事業の実施と同時期に母子保健分野における協力を計画している。初期の活動としては、マデシ州を対象とした母子保健に係る現状調査や、中央政府レベルを対象とした母子手帳に係る会議開催が計画されており、その後、より本格的に母子手帳導入に向けた支援を模索している。UNICEF も同時期に母子手帳関連の活動を開始する場合には、パイロット活動は対象州を分けてそれぞれに行い、中央レベルとの活動においては情報交換・協働する等、相乗効果を生む形で密に連携を行う想定。なお、グローバルレベルでは、UNICEF、WHO、JICA は 2023 年に「家庭用母子健康記録⁹ガイドライン¹⁰」の実

⁹ 妊娠から出産時の母子の状況、子どもの成長、発達などの健康情報の記録

¹⁰ [「母子の健康のための家庭用保健記録実施強化ガイド」発表のためのセミナーを開催 | ニュース・メディア - JICA](#)

施ガイドを共同で策定しており、同実施ガイドの内容も踏まえて本事業の活動を実施する。

また、世界銀行は成果連動型による借款である「Nepal Quality Health Systems Program for Results」(2024～2028)を開始しており、選定された州における医療サービスの質の向上、貧困層への医療保険適用の強化、保健サービスの緊急事態への備えの強化を目指している。産前健診の受診率の向上に係る指標が含まれている他、先行する草の根技術協力事業のプロジェクトサイトであるガンダキ州がモデル州の 1 つであることも踏まえ、連携可能性につき継続的に協議を行う。

(9) 環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

1)環境社会配慮

1 カテゴリー分類:C

2 カテゴリー分類の根拠:本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

2)横断的事項:特になし。

3)ジェンダー分類:【ジェンダー案件】「GI(P)女性を主な裨益対象とする案件」

<活動内容/分類理由>

妊産婦死亡率の高さ、産前・産後検診における質の課題に対し、母子手帳の導入や医療従事者に対する同手帳活用等を通じた能力強化を通じ、母子継続ケアの普及と質の改善を図り、その指標を設定しているため。

(10) その他特記事項:特になし。

4. 事業の枠組み

(1) 上位目標:モデルを導入した地域において、より多くの母子が継続ケアを受ける。

指標及び目標値:

①モデルを導入した地域において継続ケア※を完了した母親及び子どもの割合。

②母子手帳の全国展開のロードマップが保健省によって承認される。

※8 回の産前検診受診、施設分娩、4 回の産後健診受診、産後の家族計画、生後 23 か月以内に 7 回の予防接種のための受診、生後 24 か月以内に 24 回の成長モニタリングの実施(暫定)

なお、上位目標の目標値はプロジェクト開始後にベースライン調査等を経て、合同調整委員会(JCC)にて決定する。

(2) プロジェクト目標:対象地域において、他州での展開を見据え、継続ケアの質を改善するための統合した母子手帳が効果的に活用されるモデルが開発、導入され

る。

指標及び目標値：

- ①対象地域において 4 回/8 回の産前健診を受診する割合。※
- ②対象地域において技能者による出産介助が行われる。※
- ③保健施設において出産介助が行われる。
- ④対象地域において母親及び新生児が出産後 48 時間以内の産後健診/産後 4 回の産後健診を受診する割合。※
- ⑤対象地域において継続ケアを完了した女性/母親及び新生児の割合。
- ⑥対象地域において母親が妊産婦・新生児の危険兆候を X 種類言える割合。
- ⑦対象地域において妊娠中、出産、産後に〇〇のケアを受けた女性/母親の割合。
- ⑧対象地域において新生児及び乳幼児期に〇〇のケアを受けた子どもの割合。
- ⑨対象地域において母子手帳を活用する保健施設の割合。
- ⑩対象地域において母子手帳を活用する FCHV の割合。

※母子手帳の活用を含む質の高い母子継続ケアの強化クラスター戦略の共通指標

なお、プロジェクト目標の目標値はプロジェクト開始後にベースライン調査等を経て、合同調整委員会(JCC)にて決定する。

(3) 成果

成果1:母子継続ケアの推進を目的に全国標準版の母子手帳及び関連文書・ツール(運用ガイド、使用ガイド等)が作成され、対象地域で導入される。

成果2:対象地域において研修及びモニタリング・スーパービジョン体制の構築を通じ、医療従事者及びボランティアが母子手帳を有効活用する能力が強化される。

成果3:対象地域で導入した教訓をもとに全国標準版の母子手帳及び関連文書・ツール(運用ガイド、使用ガイド等)が改訂され、全国展開ロードマップが作成される。

(4)主な活動:

成果1:保健人口省関係部門や主要なステークホルダーから構成される技術支援委員会を組織する。当該委員会を中心にして、対象地域における家庭用保健記録の使用状況や医療従事者の母子保健分野の能力を含む母子保健の現状に関して現状分析を行う。現状分析の結果を踏まえ、全国標準版の母子手帳のプロトタイプ及び関連文書・ツール(運用ガイド、使用ガイド等)を開発すると共に、それらが適切に活用されるよう、研修教材やモニタリング・スーパービジョン計画を開発し、対象地域に対し、全国標準版母子手帳のプロトタイプが活用されるよう啓発・提言する。

成果2:対象地域の主要なステークホルダーから構成される実施委員会を組織する。当該委員会を中心にして、対象地域において指導者向けの ToT 研修、医療従事者向けの研修を実施する。また、研修を受けた医療従事者を中心に、保健情報の記録、

評価、健康教育及びカウンセリングを含む、母子手帳を用いた母子保健サービスを提供する。さらに、母子手帳の活用に関するモニタリング・スーパービジョンを実施する。

成果3:成果1及び2の成果及び教訓を踏まえ、全国標準版母子手帳及び関連文書・ツール(運用ガイド、使用ガイド等)、研修教材及びモニタリング・スーパービジョン計画を改定、最終化すると共に、全国展開に向けたロードマップを策定する。

5. 前提条件・外部条件

(1) 前提条件

1. 母子手帳を印刷、配布、活用、モニタリングするための予算が確保される。

(2) 外部条件

1. 母子保健に影響を与える深刻な感染症の流行が発生しない。
2. プロジェクトの実施に深刻な影響を与えるほどの、ネパール保健人口省の人員の離職や異動が生じない。

6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

インドネシアの技術協力プロジェクト「母子手帳による母子保健サービス向上プロジェクト」(評価年度 2012 年)の事後評価報告書等においては、母子手帳の印刷率・配布率は改善した一方、利用者レベルにおいては母子手帳を読む習慣や活用が不足しているケースが確認され、利用者が効果的に母子手帳を活用出来るよう、その重要性の周知などを行う必要性が教訓として示されている。従って、本事業においては、母子手帳を活用した母子継続ケアの質の向上にむけて、医療従事者やボランティアが継続的に利用者に対してヘルスプロモーションができるよう能力強化を図る。また、JICA の知見を反映させ作成された、家庭用母子健康記録の実施ガイドも活用する。その他、利用者が親近感を持って母子手帳を利用できるよう工夫(導入する州ごとに、開発プロセスへの参加、地域の特色を踏まえた表紙のデザインにするといった工夫や多言語への対応等)されたことで、母子手帳の普及の促進に役立ったとされている。ネパールにおいても、カーストや民族が多数存在するため、言語・宗教面などの社会文化的背景に留意する必要がある他、女性の識字率が 2021 年において約 63%と低く、母子手帳の開発においてはこれらの点を考慮する。

7. 評価結果

本事業は、当国の開発課題・開発政策並びに我が国及び JICA の協力方針・分析に合致し、母子手帳の開発・導入や、医療従事者に対する能力強化等を通じて、妊産婦、新生児、乳幼児の母子健康指標の改善に寄与するものであり、SDGs ゴール 3「あらゆる

る年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する」に貢献すると考えられることから、事業の実施を支援する必要性は高い。

8. 今後の評価計画

(1) 今後の評価に用いる主な指標

4. のとおり。

(2) 今後の評価スケジュール

事業終了 3 年後 事後評価

以 上